

徳島県告示第三百九十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和六年七月二十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	所在地	認定が効力を有する期限
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一 二〇	令和九年五月三日